

令和7年 第1回 三朝町教育委員会 臨時会 日程

とき：令和7年3月13日(木) 午後2時～
ところ：三朝町役場2階 第2会議室

1 開会

2 前回議事録承認
村岡委員、松浦委員

3 議事録署名委員指名

4 報告事項

5 議事
議案第12号 令和6年度末三朝町学校職員人事異動内申について

6 協議事項

7 その他

8 閉会
次回 定例会 令和7年3月27日(木) 14:00～(13:30集合)

議案第 12 号

令和 6 年度末三朝町学校職員人事異動内申について

次のとおり令和 6 年度末三朝町学校職員人事異動内申について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 21 条の規定により、本委員会の意見を求める。

令和 7 年 3 月 13 日提出

三朝町教育委員会教育長 西 田 寛 司

別紙のとおり

《参考》

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律

（教育委員会の職務権限）

第 21 条 教育委員会は、当該地方公共団体が処理する教育に関する事務で、次に掲げるものを管理し、及び執行する。

- 1 教育委員会の所管に属する第 30 条に規定する学校その他の教育機関（以下「学校その他の教育機関」という。）の設置、管理及び廃止に関する事務。
- 2 教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の用に供する財産（以下「教育財産」という。）の管理に関する事務。
- 3 教育委員会及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の任免その他の人事に関する事務。

○三朝町教育委員会教育長に対する事務委任規則

（委任事項）

第 2 条 教育委員会は、次に掲げる事項を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

- (1) 教育に関する事務の管理及び執行の基本方針に関する事務。
- (2) 教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の設置及び廃止に関する事務。
- (3) 学校その他の教育機関の名称を変更する事務。
- (4) 学校その他の教育機関の敷地の選定及び変更を申し出る事務。
- (5) 教育予算その他特に教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案に対する意見の申出に関する事務。
- (6) 教育委員会規則その他教育委員会の定める規程の制定又は改廃に関する事務。
- (7) 教育委員会及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の任免その他の人事に関する事務。ただし、臨時の任用職員を除く。